

教科書採択のルールは

永田 昌己 議員

問 新しい教育基本法のもとで初めての教科書採択でも関心も大きい。採択ルールはどうなっているのか。

学校教育課長 教科書選定については、採択教科書の発表までは極秘で行われる。県内を16地区に分け、県が作成した採択基準で選定が行われる。誰が選定に関わったかについても非公開だ。選定委員会等で二重三重の審議を経て3種類に絞り込み、最後は採択地区の教育長で構成される協議会で無記名投票により1種類を選び、各教育委員会が採択を



市内の中学校で使われている教科書

アナログテレビの 不法回収・ 不法投棄の防止を



不法投棄監視カメラ

決定する。

問 極秘の選定ということだが関係文書の開示、透明性や地域重視の考え方は、**学校教育課長** 手続き終了後には、協議会会長の了承を得て文書の公開はできる。

教育長 8月で採択が終わる。9月になれば開示基準に従い名簿や採択の経過、結果、理由等について広川町（事務局）のホームページで公開される。政治的中立を含め透明性の確保に努める。採択について地域の実態に合う努力は今後もやっていく。

市民の寄附行為と 市の対応は

問 土地・建物等市民が市へ寄附を申し出た場合、市の対応と、また地縁団体への寄附と課税については。

市長 少子高齢化に伴い市民の皆様が市への寄附についての対応は重要問題。全庁あげて真剣に取り組む。

税務課長 地縁団体を市や国等と同じ公共団体と理解され、ストレートに非課税と思われる方も多いたろう。寄附する側も受ける側も譲渡税、贈与税が課税されるので注意が必要。

更なる広告事業の展開で 歳入アップを

山下 秀則 議員

問 この広告事業によって得た収入をこれまで、一般財源から歳出していた事業費を圧縮でき、市の財政負担の軽減につながる。

このことを踏まえて、当市の広告事業の現状と、平成23年度の事業推進をどのように考えているか。

市長 厳しい財政状況の中で市民サービスを継続していくためには、歳入の確保が重要である。特に自主財源の確保については、少額でも市の創意工夫によって、積極的に取り組んでいく。

総務課長 今後の展開として、第5次行政改革大綱の実施計画にも、有料広告掲載の項目を掲げている。また他に何か新たな方法がないか、調査研究をしたいと考えている。

問 アナログテレビ回収をめぐる料金等のトラブルや不法投棄の実状と対策をどう考えるか。

市長 回収に関しての費用請求や、回収での苦情や相談は、現在のところ寄せられていない。不法投棄については、デジタル化が決定された当時から2011年問題として、不法投棄多発の可能性を懸念し、市長会などを通じて国や関係機関に対策を要望してきた。

また市としての対策については、クリーン作戦をはじめ、テレビに限らず、ポイ捨てを含めた不法投棄防止対策のための市民への啓発や、環境美化巡視員によるパトロール、職員の巡回等行っている。

かんきょう課長 不法投棄の状況は、平成22年度の2月までの状況で、全体で77件の内、テレビは6件で、投棄者は判明していない。